

陳情	受理番号	171	受理年月日	令和6年10月28日	付託委員会	教育福祉
件名	市立図書館の利用についての陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

市立図書館の利用についての陳情

- パソコン・インターネットの利用時間の制限を撤廃し、自由に一日に何回でも、何時間でも利用できるように改善して下さい。

理由. 今のやり方だと、不便です。一日に一回しかつかえません。ちょっと調心ないと思っても、自由に使いたい。時間も最近、最長2時間までつかえるようにカリヨリが空いていけば、3時間でもつかえるようにして下さい。許可制は廃止して下さい。

- 延長を許可し、従来の1時間を2時間と同じように、2時間つかえるようにして下さい。

理由. カリヨリがなくなるので対応できないとのことで、正当な理由を思いません。カリヨリがなくなるのはじじいばかりでいいおもう。正当な権利侵害に他なりません。

- 休か人が軽くなる。存在しないも、おじいちゃんもアタリカに24時間市民に開放しているところ。おじいちゃんもリハビリがて、市役所（女性専用）の民権的でありせん。官主政治です。